

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標（令和4年度）に対する自己評価結果

都道府県名： **山梨県**

ア 取組の支援についての自己評価結果
項目名
<p>介護給付適正化の推進</p> <p>（数値目標） 市町村における適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合）実施率（令和5年度：100%）</p>
目標を設定するに至った現状と課題
<p>本県の高齢化率は令和4年度で31.2%と、全国より早く高齢化が進んでいる。今後、いわゆる団塊世代がすべて75歳以上となる2025年にはさらに要介護等認定者及び介護給付費が増加することが予想されることから、介護給付の適正化の取組をより一層推進していくことが必要となる。</p> <p>第5期山梨県介護給付適正化計画（令和3～5年度）においては、「市町村の適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合）の実施率100%」を取組目標に掲げ、介護保険の審査・支払機関であり、介護給付適正化システム（以下「適正化システム」という）により適正化事業の取組を支える山梨県国民健康保険団体連合会と連携しながら、市町村の取組を支援している。</p> <p>特に給付の前提となる「要介護認定の適正化」について、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な審査判定が行われるよう、特に重点を置いて支援することとしている。</p>
取組の実施内容、実績
<p>[要介護認定の適正化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定調査員研修（新任・現任）、主治医研修、介護認定審査会研修（新任・現任）を実施。 ・介護認定調査員現任研修については、前年度のアンケート結果から、「選択に迷う調査項目や特記事項の記入方法」を研修テーマに位置づけ、認定調査の適正化を推進した。 ・適正な審査判定を実施するため、要介護認定適正化アドバイザーを2つの介護認定審査会に派遣し、ながら重点的に支援を行う事業を開始し、令和4年度は2審査会にアドバイザーを派遣し、審査委員及び介護認定審査会事務局に技術的助言を行った。 <p>[ケアプランの点検]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所のケアプラン点検のために、国保連から情報提供があった給付実績（サービス計画費体制状況一覧表）を活用した。 <p>[縦覧点検・医療情報との突合]（山梨県国民健康保険団体連合会と連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正化システム操作研修会の開催。 ・市町村担当者を対象に、介護給付適正化の取組を推進するために適正化の具体的事例や留意事項等の研修会を開催、 ・国保連と県が同行して市町村を訪問し、訪問市町村の医療突合支援処理集計表等の説明を実施した。

自己評価

[市町村における適正化事業の実施率]
(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合)

- ・目標値（令和5年度） 100%
- ・基準値（令和元年度） 91.4%
- ・現状値（令和3年度） 96.3%

※基準値（令和元年度）は「保険者機能強化推進交付金」の評価指標の該当状況調査による。
※現状値は、令和3年度実績（公表時点で、令和4年度実績の「保険者機能強化推進交付金」の評価指標の該当状況調査（厚労省調査）が未実施のため）

・現状値（令和3年度実績）は96.3%となり、基準値（令和元年度実績）から増加し、多くの保険者では適正化主要3事業全てを実施しているものの、1保険者において2事業の実施、1保険者において1事業のみの実施となった。

・主要3事業別の実施保険者数は、全27保険者中、「縦覧点検・医療情報との突合」は全保険者、「ケアプランの点検」は26保険者、「要介護認定の適正化」は25保険者が実施となった。

※複数項目に分ける場合には、項目ごとに様式を分けて記入する。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

適正化事業のうち、「ケアプラン点検」に多くの保険者が取り組み、ケアプランの質の向上、ケアマネジャーのスキルアップ、保険者とケアマネジャーとの信頼関係の向上が見られ、結果として介護保険の適正利用等の成果につながっている。

管内保険者の自己評価と該当する目標数は次のとおり（保険者が設定した目標数：計48）。自己評価「3」以上の目標数は、45目標（93.8%）となった。

（山梨県）保険者の自己評価結果（令和4年度）

自己評価	令和4年度 設定目標数・割合	(参考)令和3年度 設定目標数・割合	(参考)令和2年度 設定目標数・割合	(参考)令和元年度 設定目標数・割合
5	16目標(33.2%)	16目標(29.6%)	20目標(38.5%)	17目標(32.7%)
4	14目標(29.2%)	15目標(27.8%)	15目標(28.8%)	16目標(30.8%)
3	15目標(31.3%)	19目標(35.2%)	14目標(26.9%)	14目標(30.0%)
2	3目標(6.3%)	3目標(5.6%)	3目標(5.8%)	4目標(7.7%)
1	0目標(0.0%)	1目標(1.9%)	0目標(0.0%)	1目標(1.9%)
合計	48目標	54目標	52目標	52目標

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

給付の適正化を推進していくためには、要介護認定の適正化は不可欠であることから、実際に調査を担当する市町村の認定調査員、更新申請者の認定調査を受託する居宅介護支援事業所等の介護支援専門員及びその調査を点検する市町村職員の質を向上する必要がある。そのために、日時・場所に関わらず受講が可能なeラーニングを活用した研修を実施しているところであり、また、今年度も2次判定審査を適正に実施するために、要介護認定適正化アドバイザーを2つの介護認定審査会に派遣する予定である。